

令和6年度 練馬区立大泉学園緑小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題であり、いじめ問題への対応は、学校における重要課題の1つである。練馬区立大泉学園緑小学校いじめ対策基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法や練馬区の基本姿勢に基づき、関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

練馬区の基本姿勢

- いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめの防止に向けた本校の方針

全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ防止のための5つの基本姿勢を定める。

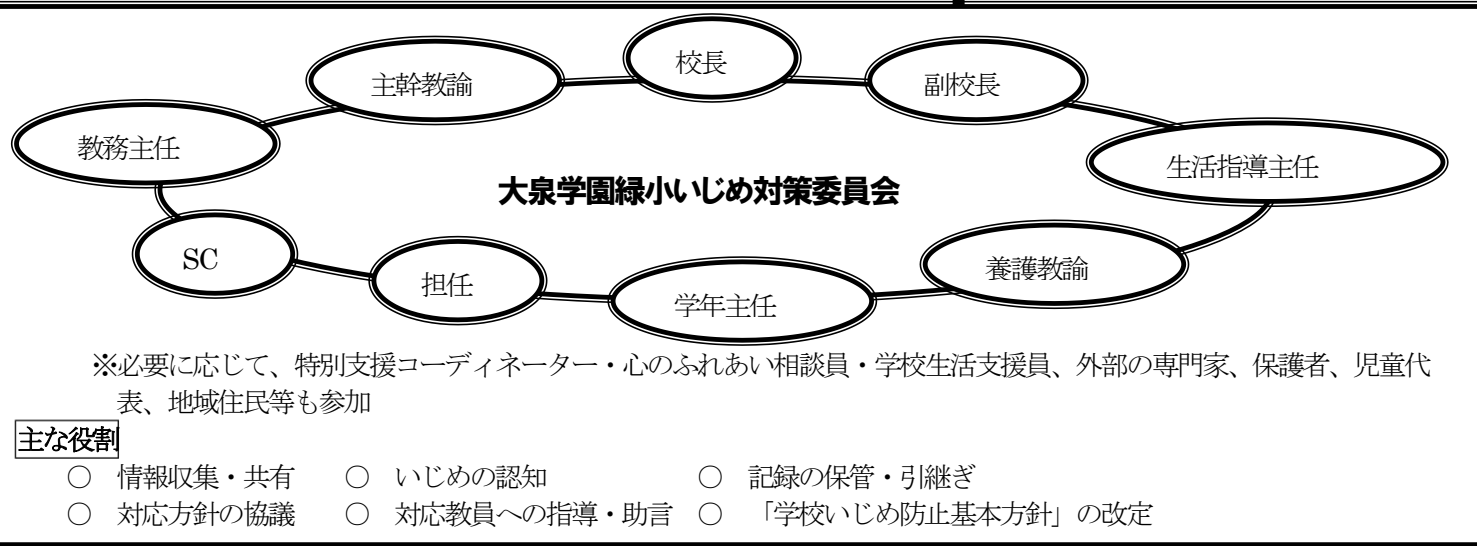
いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを行う。

児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。



学校長

- 学校いじめ対策推進教員の指名
- いじめ事案発生時の緊急いじめ対策委員会の設置

生活指導部会

- 定例会議の設定
- 指導計画立案、情報交換・指導方針策定

未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

- いじめ防止に関する授業の実施（年3回以上）
- いじめ防止に関する職員研修
- ふれあい集会、共遊び
- 自発的な活動を促す委員会活動
- 主体的に取り組める学習活動
- 人とつながる喜びを味わう体験活動の重視

早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼構築に努め、丁寧な観察を行うことで児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を保つ。また、教職員相互が情報を共有し、児童に安心感をもたせるとともに、早期解決を図る。

- いじめに関する調査の実施（6月、11月、2月）
- スクールカウンセラーによる5年全員面接
- 休み時間等における教員による校内巡回
- 相談窓口の周知（SC、心のふれあい相談員、命の電話等）
- 保護者会等にていじめについての共通理解

早期対応

<いじめられた側の児童への支援>

- いじめられた児童の安全確保
- 事実関係の丁寧な聴取
- 保護者と一体となり、支援を行う

<いじめる側の児童への指導>

- 全職員の毅然とした指導
- 理由等、児童の背景にも目を向けた指導
- 保護者と一体となった指導

<いじめの周囲の児童への指導>

- いじめに荷担することと同様
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動

インターネット上のいじめへの対応

【未然防止】

- 計画的な情報モラルの指導
- 情報モラル講習会の実施
- SNS 大泉学園緑小学校ルールの策定
- 家庭でのルール作り、必要性の啓発

【早期発見】

- 利用実態調査等の実施
- 利用実態を家庭と共通理解
- 家庭からの表情や行動等、小さな変化の報告

【早期対応】

- 書き込みや画像の削除
- 事案による警察等、専門機関との連携

- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた事例を通して、人権侵害・著作権・肖像権に関することも含み、情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける教員研修

重大事態への対応

<重大事態>

- いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

- 練馬区教育委員会への速やかな報告
- 教育委員会等が実施する調査への協力
- 必要に応じ警察・児童相談所等関係機関に通報
- いじめられた児童とその保護者に対する支援
- 確認された情報について適宜提供
- 個人情報に十分配慮しいじめ対策緊急保護者会の開催